

---

# 重要事項説明書

## (訪問看護契約書)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 訪問看護ステーション さくらそう

## 重要事項説明書

訪問看護のサービス提供の開始にあたり、契約を締結する前に事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて、次のとおり説明させていただきます。

### 1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション さくらそう
代表者名	管理者 服部富美子
所在地	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005番地1
連絡先	(電話) 0956-37-6812 (FAX) 0956-37-6822
介護保険指定番号	4261290060
業務の概要	訪問看護

### 2. 事業の目的、運営方針

#### (1) 事業目的

訪問看護ステーションさくらそうにおいて実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保する事を目的とします。

#### (2) 運営方針

- ① 医師の指示のもと、基礎となる疾病の看護学的な管理指導やリハビリテーション指導を行うことで、日常生活の活動能力および生活の質の維持・回復、悪化の予防を図り、住み慣れた地域社会や家族で安心して療養できるよう支援します。
- ② 医療・介護・福祉サービス関係と密接な連携を行い、総合的なサービス提供に努めます。
- ③ 職員の研修の機会を設け職員の資質向上を図り、業務体制の整備に努めます。

### 3. サービス営業日・サービス提供時間

サービス種類	平日	土曜・日曜日・祝日・年末年始
訪問看護	9:00~17:00	休業(要相談)

### 4 サービスの提供地域

長崎県東彼杵郡川棚町、波佐見町、東彼杵町

※該当しない地域についてもご相談に応じます。

## 5. 事業所の職員体制と職務内容

職 種	資 格		職務内容	計
管理者	看護師	1名	従業員の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	管理者含み 2.5名以上	訪問看護サービスの提供	2.5名以上
訪問看護 (リハビリ)	理学療法士	1名以上	訪問リハビリサービスの提供	1名以上
事務		1名	訪問看護に関する事務処理	1名

(令和6年2月1日現在)

## 6. 連絡窓口

連絡先：訪問看護ステーション さくらそう

電 話：0956-37-6812

担当者：服部富美子（管理者）

※受付日：月曜日から金曜日（但し、休日及び年末年始を除く）

## 7. サービスの内容

(1) 訪問看護サービスは、ご利用者の居宅（自宅）にて、看護師等その他省令で定める者が、主治医の「訪問看護指示書」に基づいて、訪問看護計画書に沿って訪問看護サービスを行います。

### ①看護行為

- ・全身状態の観察（血圧、脈拍、体温、簡易酸素飽和度測定など）
- ・身体の保清（清拭、入浴介助、手浴、足浴、洗髪など）
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便など）
- ・服薬管理、指導
- ・リハビリテーション
- ・療養指導（生活の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導等）

### ②医療処置行為

- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管管理ケア
- ・経管チューブ、胃瘻（いろいろ）管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・中心静脈栄養管理、輸液、ポンプ管理、点滴・注射
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア
- ・気管切開（気管カニューレ挿入中）の管理ケア、喀痰の吸引、管理
- ・創傷及び床ずれ処置

### ③介護者への支援

- ・介護の方法指導、社会資源の紹介
- ・床ずれ防止、リハビリの方法、食事指導（介護の工夫、方法など）

- ・介護者及び家族の療養相談、助言

## 8. サービスの利用方法

### (1) 利用開始

- ①利用者様・ご家族様、介護支援専門員等からの相談後、面談・契約後に訪問看護サービスを開始します。
- ②訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医から訪問看護指示書が交付されます。（※訪問看護指示書代は、健康保険証の負担割合に応じて異なり1割負担の方の場合は300円です。主治医の病院窓口にてご確認の上、窓口でお支払ください。）
- ③ サービス提供にあたっては、介護保険証、医療保険証や医療受給者証を確認させていただきます。被保険者資格等の内容に変更が生じた場合はお知らせください。
- ④ご利用者の希望及び心身の状況等並びに主治医の指示を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成して、ご利用者に説明し、これに従ってサービスを提供します。なお、毎月1回、訪問看護計画書、訪問看護報告書を主治医に提出することが法令により定められておりますのでご了承ください。
- ⑤サービス提供ごとに、提供日、提供した具体的なサービス内容、ご利用者の心身状況を記載した訪問看護記録書を作成します。ご利用者とそのご家族は事業所の営業時間内に、ご本人に関する訪問看護記録書をご覧いただけます。訪問看護記録書は事業所にて2年間保管をします。

### (2) サービスのキャンセル、休止、終了

- ①ご利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用日前日事業所営業時間（17:00まで）にご連絡ください。
- ②入院・入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、他の利用可能な時間や曜日を提示し、改めて調整させていただきます。

### (3) ご利用者の都合でサービスを終了する場合

契約終了を希望する14日前までに通知することにより、契約を解約することができます。但し、ご利用者の急変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了を希望する7日以内の通知でも解約することができます。

### (4) 事業者の都合でサービスを終了する場合

事業者側にやむを得ない事由がある場合は、ご利用者に対して、契約終了1ヶ月前までにその理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。

令和 年 月 日

訪問看護サービス利用にあたり、ご利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 <所在地> 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005番地1

<事業所名>訪問看護ステーション さくらそう

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

ご利用者 <住所>

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

代理人 ご家族 その他 ※該当する項目にレを付けて下記にご記入下さい。

<ご利用者との関係・続柄>

<住所>

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<署名代行の事由>

1. 疾病により書字困難
2. その他 ( )

- ※1 「代理人・ご家族・その他」欄に署名された方（以下「ご署名者」という）は、同欄の署名をもって、別紙、「個人情報保護に関するご案内」に定める個人情報の利用目的の範囲内での使用について同意したものとします。
- ※2 サービスの提供に際してご利用者の家族情報が必要な場合、ご署名者は、ご署名者の責任において、これを訪問看護ステーションさくらそうに提供するものとします。
- ※3 主な介護者の個人情報、退院前カンファレンス等で必要となることがあります。そのため、ご利用者ご自身が契約を締結される場合でも、主な介護者の方の署名捺印を「代理人・家族・その他」欄に記入して頂きますようお願いいたします。